



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2012 JANUARY / 129号

## ★ 「類似商品・役務審査基準」の改訂 ★

平成24年1月1日より、ニース協定国際分類第10版が発効し、これに併せて、「類似商品・役務審査基準」(国際分類第10版対応)も施行され、平成24年1月1日以降の出願について適用されます。「類似商品・役務審査基準」の内容は、特許庁ホームページに掲載されています。

今回の「類似商品・役務審査基準」の見直しにより、多くの商品・役務表示、区分、類似群などが改正され、実務的にも大きな影響があると考えられます。主な改正点は、以下の通りです。

### 【5類】

- ・「サプリメント」の表示が認められた(これには、飲料も含まれる。)  
→これまでは「主原料+形状+加工食品」の表示で、29類、30類に出願しなければならなかった。
- ・「薬剤」の類似群が「非農薬」(01B01)と「農薬」(01B02)に分かれた。5類の「薬剤」(01B01)と1類の「植物成長調整剤類」(01B02)とが非類似となった。
- ・「おむつ」が5類にまとめられた。←現行審査基準では5類、16類、25類

### 【9類】

- ・「テレビジョン受信機等」(11B01)と「電気アイロン等」(11A06)の備考類似がなくなった。
- ・「ゲーム機用プログラム」のみが9類に属することになった(ゲーム機は28類へ)。
- ・「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル」(24E02)の類似群が新設された。
- ・「電子応用機械器具及びその部品」の類似群が11C01と11C02に分けられた。

### 【28類】

- ・「業務用テレビゲーム機」「家庭用テレビゲーム機」が9類から移行した。
- ・「運動用具」が整理された。

### 【30類】

- ・「菓子・パン」の類似群(30A01)に「サンドイッチ」等(現行 32F06)が移行した。
- ・「パスタソース」(32F10)が29類から移行した。

### 【32類】

- ・「清涼飲料 果実飲料」の類似群(29C01)に「飲料用野菜ジュース」(現行 32F04)が移行した。

### 【35類】

- ・「広告」が「広告業」になった。←ここでいう「広告」は自社商品のためのものではなく他人のためにするものであることを明確にする。

### 【39類】

- ・旅行関係役務(企画旅行の実施、旅行者の案内など)の類似群コードが「39G01」から「42A02」に変更された。

### 【41類】

- ・「スポーツの興行の企画・運営又は開催」の類似群が「41F01」にまとめられた。  
→これまでは、ゴルフ、相撲、ボクシング、野球、等それぞれ類似群が分かれていた。

## ご注意

(1) 旧基準下の出願は一応旧類似基準に沿って審査され、拒絶理由通知も出されますが、それに対して意見書等で新類似基準に沿った主張や立証があったときには、新類似基準も十分配慮されるということです。たとえば、5類「薬剤」をカバーする昨年出願について今年審査を受けたとき、「植物成長調整剤類」をカバーする他人の類似商標が引用され得ますが、意見書の中で新類似基準では非類似であることを述べれば拒絶理由は撤回されるようです。ただし、この辺りは審査官によって、多少バラツキが出るかも知れないという話を聞きました。

(2) 過去に登録された商標について、商品・役務の類似群に変更があったとき、特許庁においてすべて新類似基準に付け替えが行われました。IPDLの調査資料についても昨年12月30日深夜にデータの切替が行われたようです。  
(裏面に続く)

## ★ 2011年改正特許法解説（4）－ 新規性喪失の例外規定 ★

### 1. はじめに

新規性喪失の例外規定（以下、「例外規定」とは、出願しようとする発明が、所定の行為等によって新規性を喪失した場合でも、例外的に、その行為によっては新規性を喪失していないものとして取り扱う規定です（特許法 30 条）。

### 2. 法律改正の趣旨と概要

改正前の例外規定においては、規定の適用が認められる発明者の行為が、①試験の実施、②刊行物や電気通信回線を利用した発表、③特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会での文書発表、④政府主催または特許庁長官が指定する博覧会への出品に限られていました。

今回の改正では、この例外規定を出願人が利用することの利便性を向上させる趣旨のもと、発明者が自ら公表した場合であれば、その公表態様を問わず、発明が公知になった（新規性を喪失した）後でも、例外規定を利用して特許権等を取得し得るような制度に改正されました。

### 3. 改正条文

今回の改正で改正された例外規定は、以下のとおりです。

#### 【特許法 30 条 2 項】(平成 24 年 4 月 1 日施行決定)

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から 6 月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、前項と同様とする。

このように、改正法では「特許を受ける権利を有する者の行為」は規定の適用が認められる行為とされ、適用対象が大幅に拡大されています。

### 4. 新たに認められる事案例

改正後の例外規定によって新たに適用が認められるようになった事案には次のようなものがあります。

- ①特許庁長官に指定されていない団体による学会において発表した場合。
- ②市場調査目的でサンプル配布や試験販売をしたり、実際に製品販売したりした場合。
- ③広告を配布したり、フェアやテレビなどで宣伝したりした場合。

### 5. 留意事項

以下の場合には例外規定の適用が認められませんので、留意する必要があります。

- ①発明内容が、特許、実用新案、意匠または商標に関する公報（具体的には、公開特許公報や特許公報、意匠公報、商標公報等）に掲載された場合。
- ②新規性を喪失した日から 6 カ月を経過した場合。

### 6. その他

- ①例外規定の適用を受けるには、所定書面と証明書が必要です。
- ②国内優先権主張出願の場合、改正法施行日前の基礎出願に記載されている発明については、改正前の規定が適用されます。
- ③実用新案法でも、改正した例外規定が準用されます。
- ④新規性喪失の例外規定は、あくまでも例外の規定です。よって、可能な限り、新規性を喪失する前に特許出願を行うよう留意してください。
- ⑤例外規定は多くの国が認めています、適用範囲はさまざまですから、特に外国出願時には注意が必要です。